

長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者様の状態に応じ、以下のいずれの対応も可能です。

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断致します。

※ 当院は薬の名称は一般名で処方いたします

リフィル処方箋のご留意事項

- ① 医師が患者様の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- ② 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方ができません。
- ③ 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- ④ 薬剤師から次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者様が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者様が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- ⑤ 患者様の体調変化を考慮しリフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は調剤を行わず患者様に受診を勧め処方医へ情報提供する場合があります。